



山口市

報道資料

令和4年1月6日

1 件 名 職員の略式起訴に関する市長コメントについて

2 日 時 令和4年1月6日（木）

3 内 容

公職選挙法違反（公職選挙法239条の2第2項、136条の2第2項3号、刑法60条）の罪で略式起訴された市職員2名は、令和4年1月5日付で山口簡易裁判所から略式命令を受けました。

市民の皆さまをはじめ、多くの皆さまの市政に対する信頼を大きく損なってしまったことに対しまして、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、早急に事実関係を確認の上、厳正に対処してまいりますとともに、服務規律の確保について重ねて徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和4年1月6日

山口市長 伊藤 和貴

【略式命令の内容】

阿東総合支所長 罰金20万円

阿東副総合支所長 罰金10万円

※納付告知書については、後日、山口区検察庁から送付されます。

4 問い合わせ

総務部 職員課 人事研修担当

TEL 083-934-2727